

立木竹調査に係る特記仕様書

第1条 立木竹調査の区分は、別表1の区分ごとに次の各号により行うほか、別表2により行うものとする。

一 用材林の調査

イ 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林齢、人工林・天然生林の別等を調査する。

ロ 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。

(イ) 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、林齢（又は植栽年次）が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

(ロ) (イ)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000m²程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び林齢（又は植栽年次）の調査（以下「標準地調査」という。）を行う。

なお、(イ)で定めた区域が5,000m²程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10%程度をもって行う。

二 収穫樹及び特用樹の調査は、原則として、園栽培は面積調査、野立は毎木調査とし、樹種、樹齢（植込年次）の調査を行うものとする。

三 竹林の調査は、原則として、面積調査とし、品種、調査区域内の標準的な竹の胸高直径（女竹については長さ）の調査も行うものとする。

四 苗木（植木畑）の調査

権利者ごとに苗木（植木畑）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、及び樹齢（育成年数）等を調査する。

なお、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている場合には、第1号（ロ）の標準地調査の例により行うことができる。

第2条 毎木調査をする場合には、調査対象木ごとにナンバリング等を行うものとする。

また、標準地調査をする場合には、標準地周囲をテープ等により囲むものとする。

2 調査地内に複数の権利者が存在する場合には、調査地内の権利者の境界がわかるようにテープ等を張るものとする。

第3条 第1条の調査結果については、権利者ごとに様式1「立木竹調査表」及び樹種ごとの径級別本数表を作成の上、成果品とあわせて提出するものとする。

別表1 立木竹の種類及び定義

種類	区分	判断基準
用材林等	用材林	(人工林) 杉、檜、松等を建築用資材として利用するため、人工的に造林しているものをいう。 (天然用材) もみ、つが、その他建築資材として利用することができる天然木をいう。
	椎茸原木	なら、くぬぎその他椎茸栽培用のほだ木として利用することができる樹木をいう。
	雑木	主として天然の広葉樹で製紙原料のパルプ、チップ材として利用することができるものをいう。
収穫樹	園栽培	みかん、かき、ぶどう等の立木で、果実の収穫を目的としているものをいい、一団の区画内で集約的かつ計画的に植栽・管理されているものをいう。
	野立	果実の収穫を目的として植栽・管理されているが、園栽培ほど収穫を得ることができない立木で、田畑の畦畔、原野、採草地等に散在するものをいう。
特用樹	園栽培	茶、桑、こうぞ、シキミ等のように枝葉、樹皮の利用を目的とするものをいい、一団の区画内で集約的かつ計画的に植栽・管理されているものをいう。
	野立	枝葉、樹皮の利用を目的として植栽・管理されているが、園栽培ほど収穫を得ることができない立木で、田畑の畦畔、原野、採草地等に散在するものをいう。
竹林		タケノコの生産を主目的とするもうそう竹及び竹材採取を目的とする真竹・淡竹等の竹林をいう。このうち、もうそう竹については管理程度等により園栽培と自然林に区分する。

別表2 調査の方法

立木竹の調査は一団地、所有者毎に次のとおり行うものとする。

種類	区分	細区分・種類	単位	規格	調査事項	摘要・留意事項		
用材林等	用材林	人工林 杉	本	胸高直径 7cm 未満	本数、林齢			
				胸高直径 7cm 以上 41cm 未 満	本数 胸高直径			
				胸高直径 41cm 以上	本数、胸高 直径、材積	材積の算出方法は 監督職員と協議		
		人工林 檜	本	胸高直径 4cm 未満	本数、林齢			
				胸高直径 4cm 以上 31cm 未 満	本数 胸高直径			
				胸高直径 31cm 以上	本数、胸高 直径、材積	材積の算出方法は 監督職員と協議		
		人工林 松	本	胸高直径 2cm 未満	本数、林齢			
				胸高直径 2cm 以上 31cm 未 満	本数 胸高直径			
				胸高直径 31cm 以上	本数、胸高 直径、材積	材積の算出方法は 監督職員と協議		
		天然用材	本	胸高直径 10cm 以上 31cm 未 満	本数 胸高直径			
				胸高直径 31cm 以上	本数、胸高 直径、材積	材積の算出方法は 監督職員と協議		
				椎茸原木	本	樹種、本数、胸高直径		
				雑木	m2	面積、標準的な立木の胸高直径		

種類	区分	細区分	単位	調査事項	摘要・留意事項
収穫樹	園栽培		m2・本	樹種、樹齡、1,000m2 当たりの植栽本数、面積又は植栽本数	・ 1,000m2 当たりの植栽本数を調査表摘要欄に記載 ・ 植栽本数調査は監督職員と協議
	野立		本	樹種、樹齡、本数	
特用樹	園栽培		m2・本	樹種、樹齡、1,000m2 当たりの植栽本数、面積又は植栽本数	・ 1,000m2 当たりの植栽本数を調査表摘要欄に記載 ・ 植栽本数調査は監督職員と協議
	野立		本	樹種、樹齡、本数	

種類	区分・種類	単位	調査事項	摘要・留意事項
竹林	真竹	m2	幹周(女竹については長さ)面積	
	淡竹			
	女竹			
	もうそう竹			

- 注1 幹周は、地上 1.2m の部分で測定する。
- 2 樹高は、当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの、徒長を含まない高さとする。
- 3 果樹園のごく一部が支障となる場合等において、実際の支障本数と対象果樹園の 1,000m2 当たりの植栽本数から面積按分で求められる面積の本数との間に著しい開差があり、面積で求めることが不相当と認められる場合は、支障本数及び 1,000m2 当たりの植栽本数をあわせて調査するものとする。
- 4 収穫樹、特用樹の樹齡は、苗齡を含まない植栽齡である。すなわち苗木を植え付けした年を 1 年生とする。
- 5 雑木を除く用材林等の調査方法は毎木調査を基本とする。
- 6 用材林の林齡は、苗齡を含まない植栽齡である。すなわち、苗木を植え付けした年をもって 1 年生とする。林齡の調査は、所有者又は管理人及び地元森林組合等から聞き取りによることとなるので、判断を誤ることのないよう留意しなければならない。
- 7 胸高直径は、立木の地上高 1.2m の部分における平均直径とし、調査地が、傾斜地の場合は、斜面の上部(山側)地際から測定するものとする。なお、胸高点の下方で樹幹が分岐しているものはそれぞれ独立木として調査するものとする。

- 8 材積に基づく補償単価を適用することとなる立木（胸高直径が、杉 41.0cm 以上、檜・松・天然用材で 31.0cm 以上の立木）の材積は、幹材積とし、調査した胸高直径及び樹高に基づき、日本林業調査会発行「林野庁計画課編 立木幹材積表」を用いて算定する。
- 9 もうそう竹、真竹、淡竹の周囲は、元口（切口の最下部）より 1.2m の節間中央部を測定する。
- 10 女竹の長さは、元口の節から測定する。

【様式1】

立木竹調査表

(/)

調査年月日				調査者				
委託業務名								
立木竹所有者		住所						
		氏名等						
土地所有者		住所						
		氏名等						
大字	地番	番号	樹種	単位	林齢	胸高直径	樹高	摘要

- 1 番号欄には、ナンバリング等を記載。
- 2 樹種欄には、樹種名を記載。
- 3 用材林で材積の調査を要するものは、摘要欄に材積計算の算出根拠を記載。
- 4 必要に応じ、項目名は変更すること。
- 5 胸高直径・幹周は、cm単位・正数（小数点以下第1位四捨五入）、樹高は、m単位・小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）